

## 白庭台自治会ホームページ運用規定

### 第1条： 目的

本規定は、白庭台自治会（以下「自治会」という）がインターネットを使用して発信する白庭台自治会ホームページ（以下「ホームページ」という）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

### 第2条： ホームページ開設の趣旨

自治会運営や活動状況などをホームページを通じて広く発信し、また会員からの情報や投稿も掲載することにより、会員との情報交流、共有化を図り、民主的で透明性ある自治会運営につなげる。

### 第3条： 定義

本規定で用いる用語の定義は、以下の通りとする。

- (1) 「ホームページ」とは、自治会のインターネット上の公開用サーバに接続して表示されるすべてのページをいう。
- (2) 「コンテンツ」とは、ホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。

### 第4条： 運用体制（発信管理者、審議会）

- (1) 自治会会長（以下「会長」という）は、ホームページ全体の運営について責任を負い、その適正な管理運用を図るため、ホームページ発信管理者（以下「発信管理者」という）を任命し、またホームページ審議会（以下「審議会」という）を設置する。
- (2) 発信管理者は、会長の承認、監督のもと、コンテンツの掲載、更新等の発信管理業務を行う。
- (3) 審議会は、会長の諮問に基づき、コンテンツの妥当性や編集、修正、削除の必要性、関係者や第三者からのコメントや要請への対応等、を審議し判断を行う。 審議会は、その構成につき会長による特段の要請がある場合を除き、自治会役員会がその任にあたる。

## 第5条： 費用

ホームページやシステム運用に係わる費用は自治会が負担する。 但し、投稿者が自らのコンテンツ作成に要した費用は、この限りでない。

## 第6条： 投稿及び投稿者

(1) ホームページにコンテンツを投稿し、掲載・発信できるのは、以下の団体ないし個人とする。

1. 自治会役員会、事務局、部会
2. 自治会公認のクラブ、団体
3. 審議会が承認する自治会会員
4. その他審議会が承認する団体ないし個人

(2) 投稿されたコンテンツは、そのまま掲載・発信することを原則とするが、第7条及び第8条の規定により内容に問題や疑義がある場合は、第4条(3)項の規定に従い、審議会が審議を行い取扱いを判断する。

## 第7条： コンテンツの内容及び制限

(1) コンテンツの作成、ホームページへの掲載・発信においては、以下の事項に留意する。

1. 人権の尊重
2. 個人情報、プライバシーの保護
3. 知的財産権（著作権等）の遵守

(2) 以下のいずれかに該当ないし該当する虞れがある内容、またはそれらを含むコンテンツはホームページに掲載することができない。

1. 著作権等の権利を侵害するもの
2. 法令及び条例等に違反するもの
3. 公序良俗に反するもの
4. 自治会の名誉、品位または信用を損なうもの
5. 個人、団体等を誹謗中傷するもの
6. 人種、民族、宗教、ジェンダー（性別）を差別、誹謗中傷するもの
7. 政治活動、宗教活動、選挙活動に関するもの
8. 科学的知見に基づかない医療、健康に関するもの
9. 営利を目的とするもの。 但し審議会が特に掲載することを認めるものを除く
10. 審議会が掲載を不適切と判断したもの

#### 第8条： 個人情報の取扱い

個人情報に係わる内容の掲載については、個人情報の保護及び関連法令の趣旨に基づき、以下の取扱いを行う。 但し、当該個人が本人の個人情報に係わる内容につき掲載を了承した場合は、この限りでない。

1. 氏名、住所、電話番号、生年月日等は原則として掲載しない
2. 個人の SNS 情報（電子メールアドレスを含む）は、原則として掲載しない
3. 個人または個人宅が特定できる画像、映像は原則として特定できないように修正、加工する

#### 第9条： 内容の訂正ないし削除

コンテンツ内容について関係者や第三者から訂正や削除の要請があった場合は、以下の対応を行う。

1. 要請があった時点で一旦非公開とする
2. 非公開としたコンテンツ内容の妥当性を審議会で審議し判断する
3. 判断結果に従い非公開内容の再公開、訂正ないし削除を行う。 要請された訂正や削除を行わない場合は、その旨を要請者に連絡する。

#### 第10条： 協議事項

本規定に定めのない事項が生じたとき、または本規定の解釈や運用に疑義が生じたときは、自治会役員会において協議し解決する。

#### 附則：

本規定は令和3年1月23日開催の白庭台自治会役員会における承認に基づき、令和3年2月1日より施行する。